

第拾壹卷第七號目次

○兒童の自我觀念

文學博士 元 良 勇 次 郎

○幼稚園と小學校との課業上の聯絡

佐々木 吉三郎

○子供の色彩感覺に就いて

文學士 菅 原 敦 三

○保育叢話

光 藤 ふ で

○子供の望診

鹽 野 奇 零

○子供の自重心

倉 橋 惣 三

○愛兒を失ひし二三の實例

戸 倉 廣 雅

△幼兒に對しての説話振り

後 藤 り ん

フレーベル會規則

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ナ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ輸出スベシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ナ行フ

一 育參考品幼兒成績物展覽ノ報告幹事ノ選舉等ナナス

一 但シ會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ナナス

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスルモノナ以テ組

一 但シ別ニ組合規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行 每月一同雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

主幹 會長 一人 會務ヲ總理ス

幹事 若干人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ

會長 ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第八條 主幹、幹事、評議員ハ會長ノ特選トス

第十條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルルコトスルコトヲ得ス

アルベシ 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

本誌を購入なされたき方は会費一ヶ月金十錢の割合で一ヶ月分をまとめて振替貯金へ御拂込下されば直ちに雑誌を發送致します。

第一條 郵稅共金拾一錢

第二條 同金壹圓貳拾錢

第三條 郵券代用一割増

購讀の申込 (振替口座東京)

(一七二六六書)